

さいたま市下水道施設における 官民連携事業の導入に向けた説明会 （民間市場調査）

令和6年7月5日

**さいたま市建設局下水道部
下水道維持管理課**

目 次

1. 導入予定の官民連携事業について	P 2
参考 1 さいたま市の下水道施設について	
2. 事業スキームの検討について	P 6
2. 1 ①契約期間について	
2. 2 ②発注方式について	
2. 3 ③維持管理と更新の一体マネジメントについて	
参考 2 さいたま市下水道事業ストックマネジメント実施方針	
2. 4 ④プロフィットシェアについて	
3. 導入までのスケジュール（案）について	P 21
4. その他	P 22

1. 導入予定の官民連携事業について

PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)

民間資金等活用事業推進会議(PFI推進会議)決定(R5.6.2)

- 公共施設等運営事業及び同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式 ※両者を総称して「ウォーターPPP」
 - 令和13年度までに100件の具体化を狙う
 - 污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化
- ※ 同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式とは？
水道、下水道、工業用水道分野において、公共施設等運営事業に段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式
- ※ 国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する

ウォーターPPPの概要

内閣府ホームページ

- 水道、工業用水道、下水道について、PPP/PFI推進アクションプラン期間の10年間(R4-R13)において、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式(管理・更新一体マネジメント方式)を公共施設等運営事業と併せて「ウォーターPPP」として導入拡大を図る
- ※ 公共施設等運営事業(コンセッション)[レベル4]、管理・更新一体マネジメント方式[レベル3.5]
- ※ 管理・更新一体マネジメント方式(原則10年)の後、公共施設等運営事業に移行することとする

概要とポイント・留意点

- ウォーターPPPは、コンセッション方式(レベル4)と、管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)の総称
- 「ウォーターPPPの概要」(内閣府資料)の「レベル3.5(原則10年)の後、コンセッション方式に移行」は、「レベル3.5の後継としてコンセッション方式(レベル4)を選択肢として検討いただきたい」との趣旨

出展:下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン1.0版 国土交通省

**★ウォーターPPP（管理・一体マネジメント方式）【レベル3.5】
を導入する予定です**

1. 導入予定の官民連携事業について

概要とポイント・留意点

他分野等との連携可能性

- 水道、工業用水道、下水道分野のそれぞれで導入することも、連携して導入することも可能
- 農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることや、他地方公共団体との連携も可能
 - ※ R5補正で導入検討費用の定額支援を創設し、水道等他分野、他地方公共団体連携等に上限額等のインセンティブ(R6当初案も同様)
 - ※ 上下水道一体のウォーターPPP内の改築等整備費用に対し、令和6年度より国費支援の重点配分

レベル3.5導入検討の考え方

- 対象施設・業務範囲の設定について、まずは少なくとも一つの処理区を選択し、このすべての施設・業務を念頭に置いて、導入の検討を開始 ※処理区を選択は管理者の任意
 - ※ 「導入を決定済み」となる入札・公募開始(募集要項等公表)時点で、これと異なる対象施設・業務範囲の設定になる場合、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要
 - ※ 客観的な情報として、例えば、導入可能性調査(FS)やマーケットサウンディング(MS)の選択肢に挙げて比較した結果や経過等
- 維持管理と更新(改築)の一体的なマネジメントの観点から、同一の対象施設について、維持管理と、事業期間中の維持管理をふまえた更新(改築)に関する業務範囲が設定される必要
- 事業期間＝原則10年

(参考)「レベル」について

- 「ウォーターPPPの概要」(内閣府資料)では、コンセッション方式がレベル4
- 管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)は、更新(改築)に関する業務範囲が設定され、資本的支出を含むため、レベル3よりレベルが上、一方、コンセッション方式(レベル4)に準ずる効果が期待できる点等から、レベル4よりレベルが下、よって、レベル3.5と位置づけられたものと考えられる

■ 包括的民間委託レベル(性能発注)

項目	業務範囲
レベル1	水質管理、施設の運転操作及び保守点検の性能発注
レベル2	レベル1に加え、ユーティリティの調達及び管理を含めた性能発注
レベル2.5	レベル2に加え、一件当たりの金額が一定額以下の修繕等を含めた性能発注
レベル3	レベル2に加え、資本的支出に該当しない下水道施設の修繕計画の策定・実施までを含めた性能発注

(出典) 処理場等包括的民間委託導入ガイドライン 令和2年6月
公益社団法人日本下水道協会

1. 導入予定の官民連携事業について

ウォーターPPPの概要 [管理・更新一体マネジメント方式の要件]

内閣府ホームページ

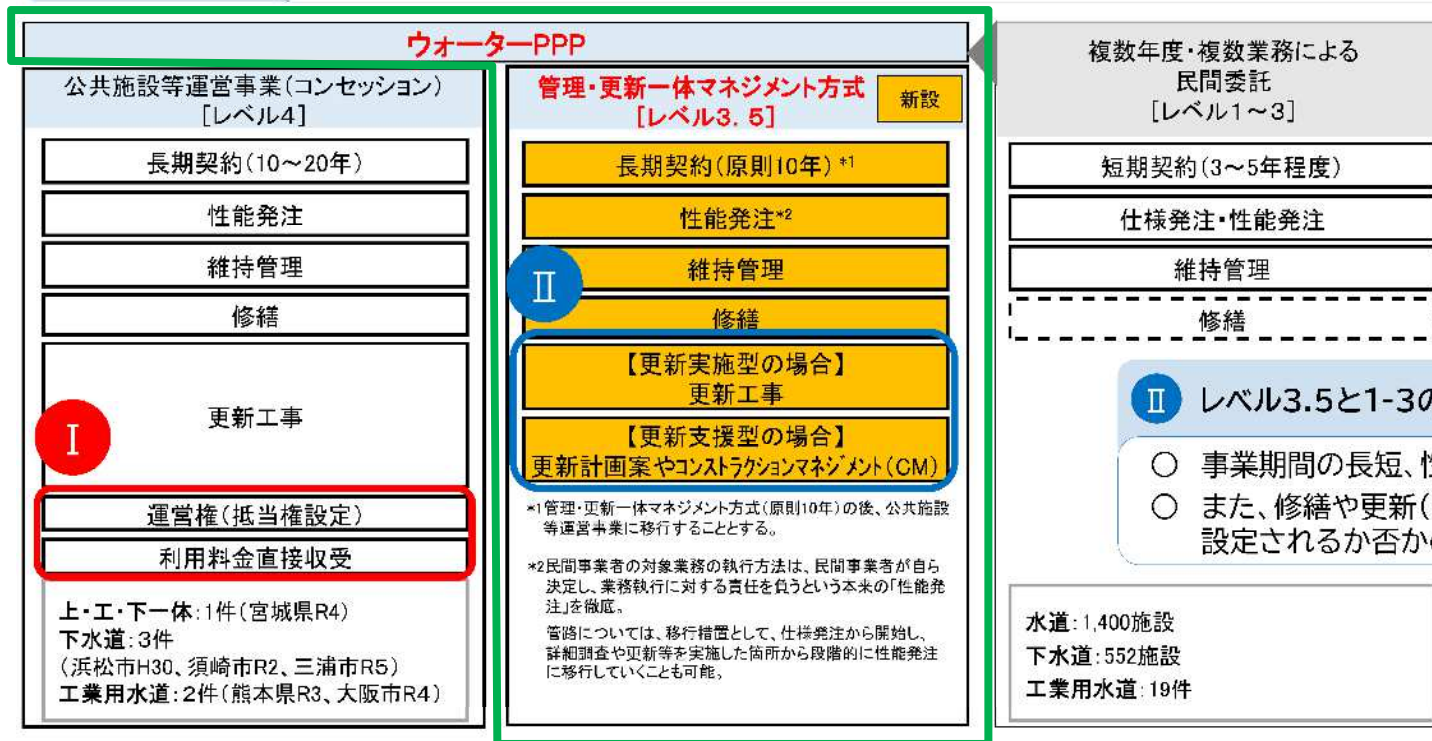
①長期契約(原則10年) ②性能発注 ③維持管理と更新の一体マネジメント ④プロフィットシェア

概要とポイント・留意点

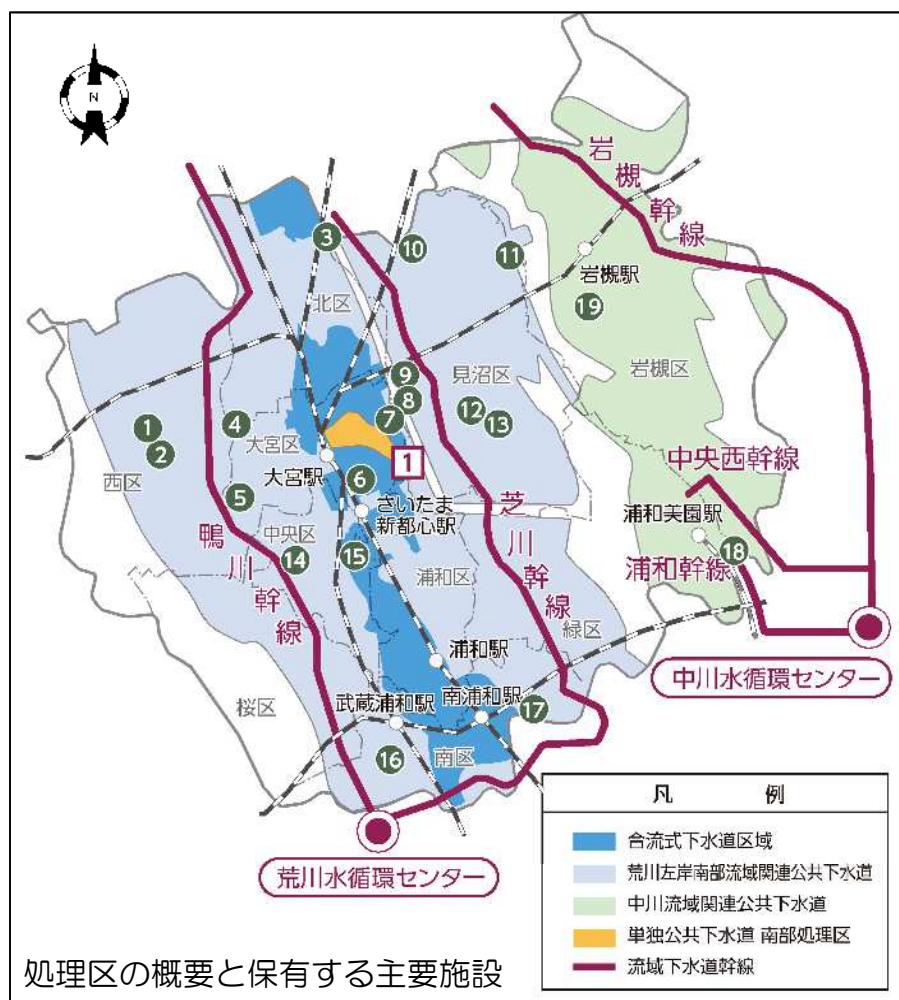
○ レベル3.5の実務上の定義は、上記の要件①から要件④までをすべて充足する民間委託

I レベル4と3.5の比較

- 長期契約、性能発注、維持管理と更新の一体マネジメントが重視される点は共通・類似
- 公共施設等運営権設定と利用料金直接収受の有無が異なり、また、事業期間の自由度はレベル4の方が高い



参考1. さいたま市の下水道施設について



下水道事業のあゆみ

- 昭和28年(1953年) ●大宮駅周辺の市街地を対象に事業着手
- 昭和30年(1955年) ●浦和駅から南浦和駅にかけて、西側市街地を対象に事業着手
- 昭和33年(1958年) ●与野駅西口周辺の市街地を対象に事業着手
- 昭和41年(1966年) ●下水処理センターの一部完成
●単独公共下水道の供用開始
- 昭和43年(1968年) ●下水処理センターの完成
- 昭和47年(1972年) ●埼玉県荒川水循環センターの一部完成
●荒川左岸南部流域関連公共下水道の供用開始
- 昭和50年(1975年) ●岩槻駅東口周辺の市街地を対象に事業着手
- 昭和56年(1981年) ●下水処理センターの増設
- 昭和58年(1983年) ●埼玉県中川流域下水道中川水循環センターの一部完成
- 昭和62年(1987年) ●中川流域関連公共下水道の供用開始
- 平成13年(2001年) ●浦和・大宮・与野の3市合併により、さいたま市が誕生
- 平成15年(2003年) ●政令指定都市へ移行
●下水道普及率が80%を超える
- 平成17年(2005年) ●地方公営企業法に基づく公営企業会計を導入
●岩槻市と合併
- 平成24年(2012年) ●下水道普及率が90%を超える
- 令和6年4月1日 ●下水道普及率 95.1%
※さいたま市の面積 217.43km²
※さいたま市の人口 1,346,412人

処理区	管路施設 (R6.5月 下水道台帳)				下水処理センター ①	中継ポンプ場 ①～⑱	マンホールポンプ	貯留施設	ゲート・スクリーン等
	合計	合流管	汚水管	雨水管					
荒川左岸南部流域 ※南部処理区含む	約3,463km	約543km	約2,606km	約314km	1か所	17か所	114か所	31か所	28か所
中川流域	約525km	0km	約463km	約62km	0か所	2か所	10か所	1か所	0か所

2. 事業スキームの検討について

2.1 ①契約期間について

ウォーターPPPの概要 [管理・更新一体マネジメント方式の要件]

内閣府ホームページ

①長期契約(原則10年) ②性能発注 ③維持管理と更新の一体マネジメント ④プロフィットシェア

管理・更新一体マネジメント方式の要件 ①長期契約

内閣府ホームページ

- 契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組易さ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、原則10年とする。

概要とポイント・留意点

原則

- これまでの包括的民間委託(レベル1-3)で一般的な3-5年間よりも長い10年間が原則
 - ※ コンセッション方式(レベル4)に「準ずる」効果が期待できる官民連携方式との位置づけ
 - ※ 特に、更新(改築)投資による維持管理上の効果が発現する必要最小限の事業期間が設定されたもの
- 一方、10年以上ではなく、10年間が原則

例外の考え方

- 管理者が客観的な情報に基づいて説明できる必要

現時点で想定されうる例外

- 施設等の改築等のタイミングを考慮することによる事業期間の微調整
 - ※ 例えば、改築等需要増大期間の切れ目までを対象範囲に含む場合
- コンセッション方式に移行したい等の特段の意向が管理者にある場合に、客観的な情報に基づいて説明できる準備をした上で、事業期間を短く/長く設定
- 5年間程度の更新支援型と、10年間程度の更新実施型を組み合わせた、合計15年間程度のレベル3.5更新実施型

出展：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン1.0版 国土交通省

★契約期間は「10年」とする予定です

2. 事業スキームの検討について

2.2 ②発注方式について

ウォーターPPPの概要 [管理・更新一体マネジメント方式の要件]

内閣府ホームページ

①長期契約(原則10年) ②性能発注 ③維持管理と更新の一体マネジメント ④プロフィットシェア

管理・更新一体マネジメント方式の要件 ②性能発注

内閣府ホームページ

○ 性能発注を原則とする。ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

※ 性能規定の例 処理施設:処理後の水質が管理基準を満たしていること

※ 性能規定の例 管路施設:適切に保守点検を実施すること(人員、時期、機器、方法等は民間事業者委ねる。)

概要とポイント・留意点

性能発注の考え方(管路)

- 管路の段階的な性能発注への移行については、事業期間(原則10年)中の移行を想定
- 管路施設の性能規定の考え方について、例えば、人員、時期、機器、方法等は受託者に委ねた上で適切に法定の保守点検(下水道法施行令第5条の12)を実施すること、も考えられる

(参考)【管路】の指標の具体的なイメージ

項目(一例)	指標設定の考え方	指標の概要	先行事例
道路陥没箇所数、つまり箇所数 (箇所/年)	発生箇所数の過去実績を参考	住民の安全・安心に資する指標	千葉県柏市 大阪府河内長野市 等
住民対応・緊急対応時間 (h、min)	通報→対応時間の過去実績を参考	住民サービスに資する指標	大阪府大阪市

出展:下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン1.0版 国土交通省

★性能発注を原則とし、管路については、仕様発注から開始し、段階的に性能発注への移行を予定しています

★性能発注については、国の動向を注視していきます

2. 事業スキームの検討について

2.3 ③維持管理と更新の一体マネジメントについて

ウォーターPPPの概要 [管理・更新一体マネジメント方式の要件]

内閣府ホームページ

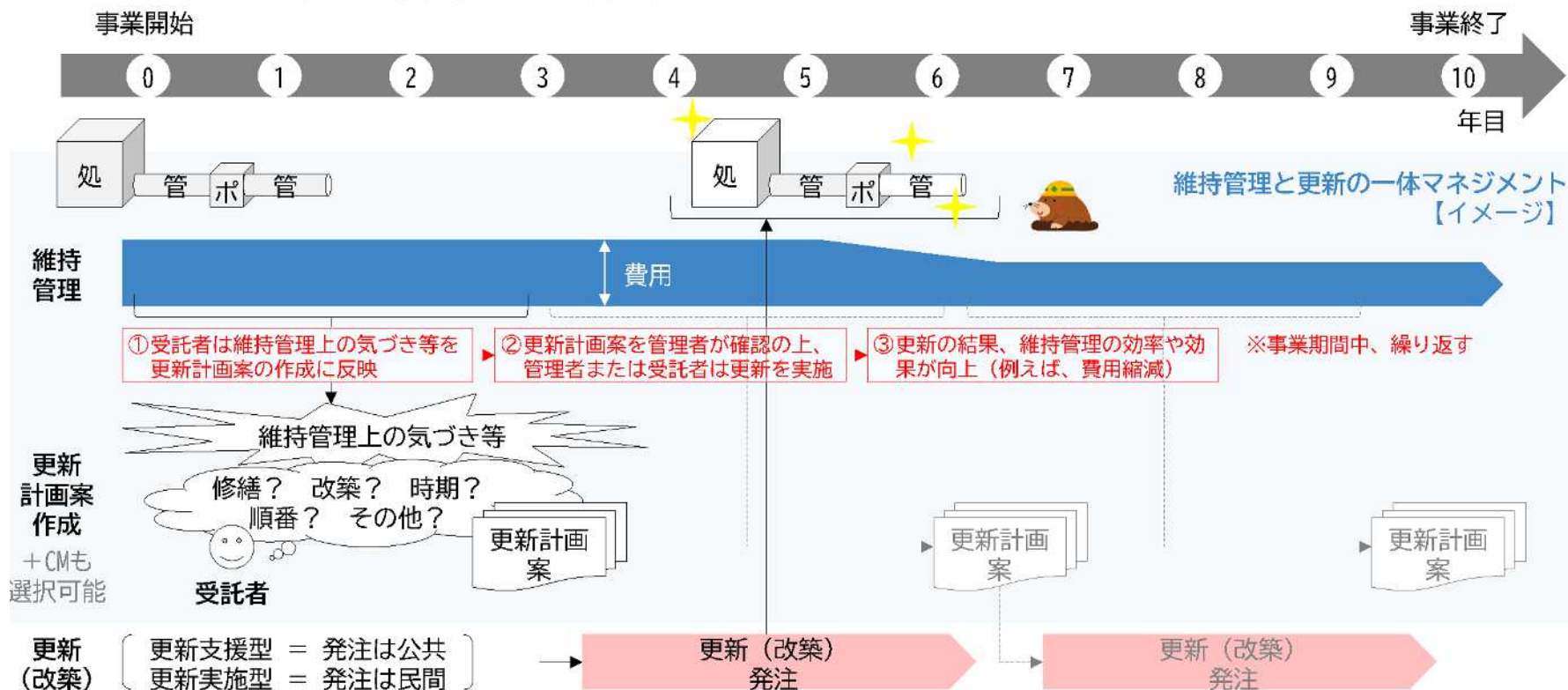
①長期契約(原則10年) ②性能発注 ③維持管理と更新の一体マネジメント ④プロフィットシェア

更新実施型と更新支援型

概要とポイント・留意点

維持管理と更新(改築)の一体的なマネジメントの趣旨

- 同一の対象施設に、維持管理と、事業期間中の維持管理をふまえた更新(改築)に関する業務範囲が設定されることで、維持管理上の気づき等を、更新計画案の作成に反映し、これに基づく更新(改築)の結果、より効率的・効果的な維持管理を期待可能



出展:下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン1.0版 国土交通省

2. 事業スキームの検討について

2.3 ③維持管理と更新の 一体マネジメントについて

ウォーターPPPの概要 [管理・更新一体マネジメント方式の要件]

内閣府ホームページ

①長期契約(原則10年) ②性能発注 ③維持管理と更新の一体マネジメント ④プロフィットシェア

更新実施型と更新支援型

概要とポイント・留意点

「更新実施型」と「更新支援型」のイメージ

- 「更新実施型」は、更新(改築)の発注業務の委託まで含むもの(改築は受託者が実施)
- 「更新支援型」は、更新計画案作成まで含むもの(改築は管理者が実施)
- 「更新支援型」は、コンストラクションマネジメント(CM)まで含むか否か、管理者の任意



2. 事業スキームの検討について

2.3 ③維持管理と更新の 一体マネジメントについて

ウォーターPPPの概要 [管理・更新一体マネジメント方式の要件]

内閣府ホームページ

①長期契約(原則10年) ②性能発注 ③維持管理と更新の一体マネジメント ④プロフィットシェア

更新実施型と更新支援型

管理・更新一体マネジメント方式の要件 ③維持管理と更新の一体マネジメント

内閣府ホームページ

- 維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「更新実施型」と、更新計画案の策定やコンストラクションマネジメント(CM)により地方公共団体の更新を支援する「更新支援型」を基本とする。 ※「更新支援型」で選択肢となりうるのはピュア型CM方式
 - ※ 更新実施型:更新工事を含めて一括で民間に委ねることができ、地方公共団体の体制補完の効果が大きい。
 - ※ 更新支援型:発注に関係する技術力を地方公共団体に残す、また、実際に維持管理を実施する民間企業等の観点から、より効果的な更新計画案の作成を期待できる。
- ピュア型CM方式は、建設生産に関わるプロジェクトにおいて、コンストラクションマネージャー(CMR)が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマネジメント業務の全部又は一部を行うもの。 ※CMRの立場は発注者の補助者・代行者であり、最終的な判断は発注者が責任を負う。

概要とポイント・留意点

要件充足の考え方 ※具体的には、募集要項等の対象施設・業務範囲をどう設定するか(16頁も参照)

- 「更新実施型」か「更新支援型」のいずれかを管理者が任意に選択すれば要件③は充足
 - ※ 一つのレベル3.5の中で対象施設ごとに異なる業務範囲(更新支援型/更新実施型)を設定する使い分けも可能
 - ※ 国費支援(配分率)に差はない方針で検討中

入札・公募の考え方

- 「更新実施型」では、入札・公募時点で更新計画があることを前提としている ※17頁も参照
- 「更新支援型」では、入札・公募時点で更新計画がない(不十分の)場合にも円滑・迅速に案件形成可能
 - ※ ①入札・公募時点で、過去の更新(改築)実績等を参考にして、事業期間中にありうる更新(改築)事業量・予算額等の情報提示、②審査(選定)に際しても、考慮のうえ、③事業期間中にモニタリングする等が必要

出展:下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン1.0版 国土交通省

★更新計画案作成までの「更新支援型」を選択する予定です

2. 事業スキームの検討について

2.3 ③維持管理と更新の 一体マネジメントについて

ウォーターPPPの概要 [管理・更新一体マネジメント方式の要件]

内閣府ホームページ

①長期契約(原則10年) ②性能発注 ③維持管理と更新の一体マネジメント ④プロフィットシェア

対象エリア・対象施設・対象業務

概要とポイント・留意点

対象施設や業務範囲を設定する際の考え方

- 「導入を決定済み」となる入札・公募の開始(募集要項等の公表)時点で、対象施設・業務範囲の設定が、少なくとも一つの処理区のすべての施設・業務ではない場合、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要がある
- 客観的な情報として、例えば、導入可能性調査(FS)やマーケットサウンディング(MS)の選択肢に挙げて比較した結果や経過等が考えられる

導入検討を開始する際の考え方

導入検討開始時点

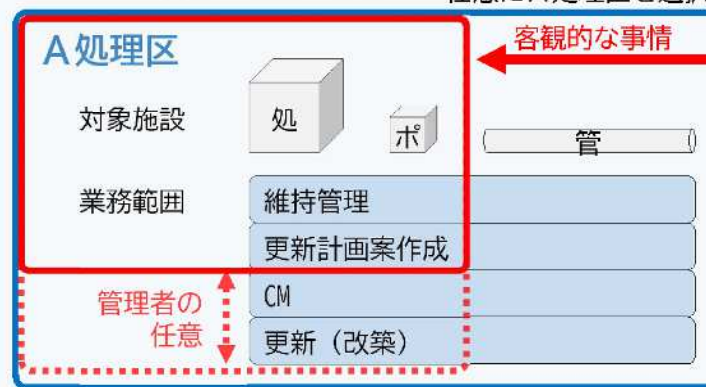
- まずは少なくとも一つの処理区を選択して導入の検討を開始(処理区
の選択は管理者の任意)
- 一旦、すべての施設・業務を念頭に置く

★処理区については、ストックマネジメントでリスクの高い路線が多い、荒川左岸南部流域（南部処理区含む）を選択する予定です

□：導入検討開始時点 □：入札・公募開始時点

地方公共団体（管理者）

【イメージ】
任意にA処理区を選択



出展：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン1.0版 国土交通省

客観的な情報(一例)

民間市場調査

- 導入可能性調査(FS)やマーケットサウンディング(MS)の結果や経過
- 外部有識者に対し、結論ありきではなく、必要な情報を十分に説明した上で出された意見
- VFMの結果

出展：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン1.0版 国土交通省

2. 事業スキームの検討について

2.3 ③維持管理と更新の 一体マネジメントについて

ウォーターPPPの概要 [管理・更新一体マネジメント方式の要件]

内閣府ホームページ

①長期契約(原則10年) ②性能発注 ③維持管理と更新の一体マネジメント ④プロフィットシェア

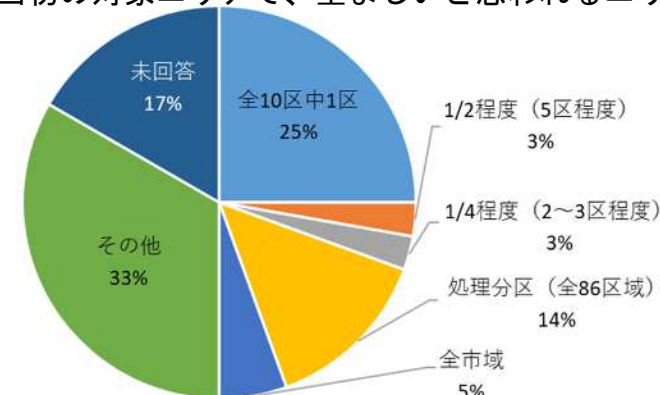
対象エリア・対象施設・対象業務

★対象施設については、管路を含めることを前提とする予定です (P2)

★特にご意見を伺いたい項目は、対象エリア・対象施設・対象業務となりますが、他の項目についても、今回行うアンケート結果に基づいて検討してまいります

令和5年度説明会時のアンケート結果

・当初の対象エリアで、望ましいと思われるエリア



処理区	区名	管路施設 (R6.5月 下水道台帳)				下水処理センター	中継ポンプ場	マンホールポンプ	貯留施設	ゲート・スクリーン等
			合流管	汚水管	雨水管					
荒川左岸南部流域 ※南部処理区含む	西区	約 387 km		約366km	約21km		2か所	35か所	1か所	
	北区	約 487 km	約90km	約329km	約68km		1か所	7か所	9か所	4か所
	大宮区	約 342 km	約168km	約139km	約35km	1か所	5か所	10か所	11か所	9か所
	見沼区	約 677 km		約571km	約106km		5か所	42か所	2か所	1か所
	中央区	約 236 km	約60km	約138km	約38km		2か所	1か所	3か所	5か所
	桜区	約 255 km		約252km	約3km					
	浦和区	約 337 km	約108km	約213km	約16km			4か所	1か所	1か所
	南区	約 393 km	約117km	約259km	約17km		2か所	10か所	4か所	7か所
	緑区	約 349 km		約339km	約10km			5か所		1か所
中川流域	緑区	約 124 km		約104km	約20km		1か所	4か所		
	岩槻区	約 401 km		約359km	約42km		1か所	6か所	1か所	

2. 事業スキームの検討について

2.3 ③維持管理と更新の 一体マネジメントについて

ウォーターPPPの概要 [管理・更新一体マネジメント方式の要件]

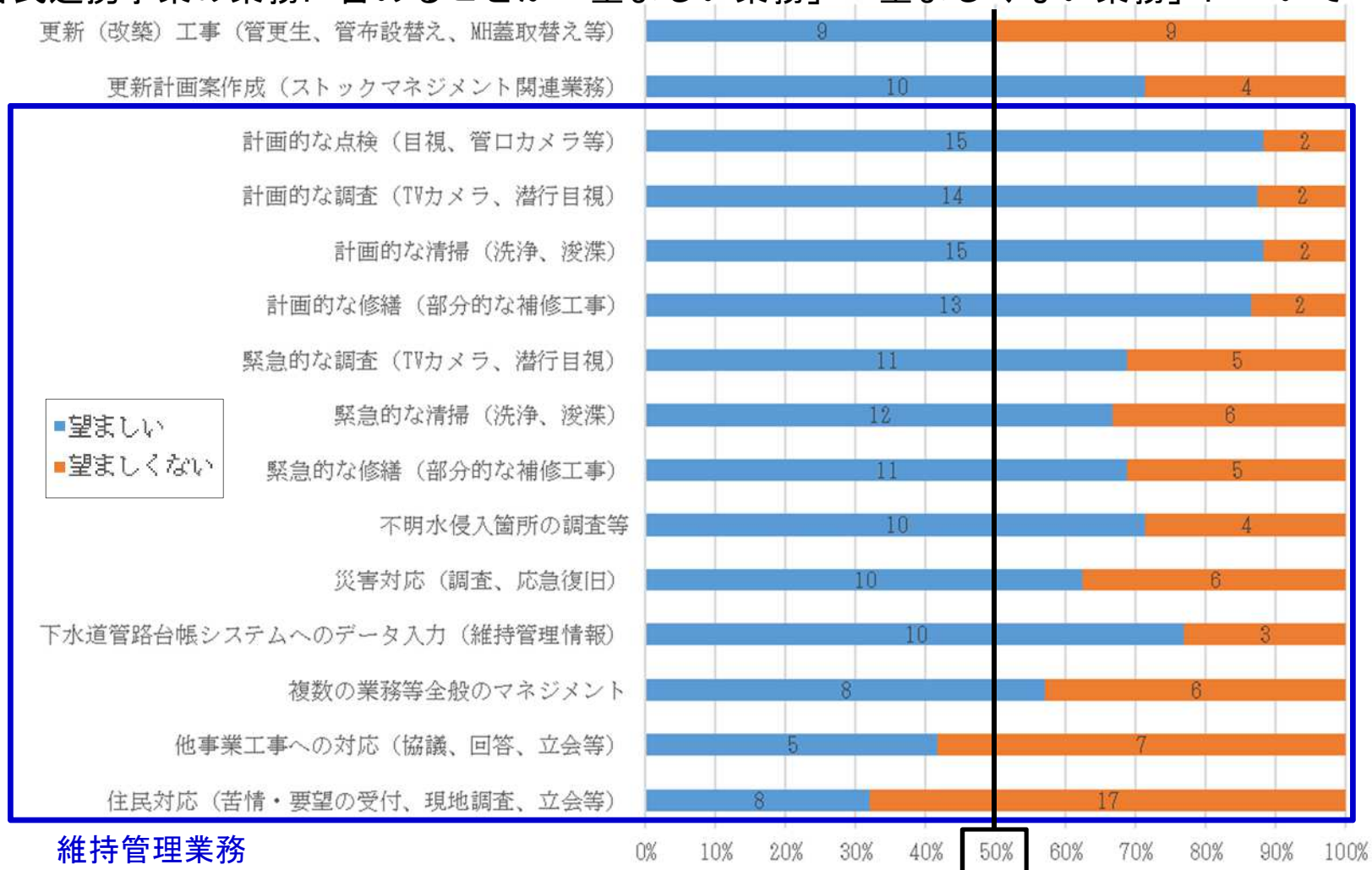
内閣府ホームページ

①長期契約(原則10年) ②性能発注 ③維持管理と更新の一体マネジメント ④プロフィットシェア

対象エリア・対象施設・対象業務

令和5年度説明会時のアンケート結果

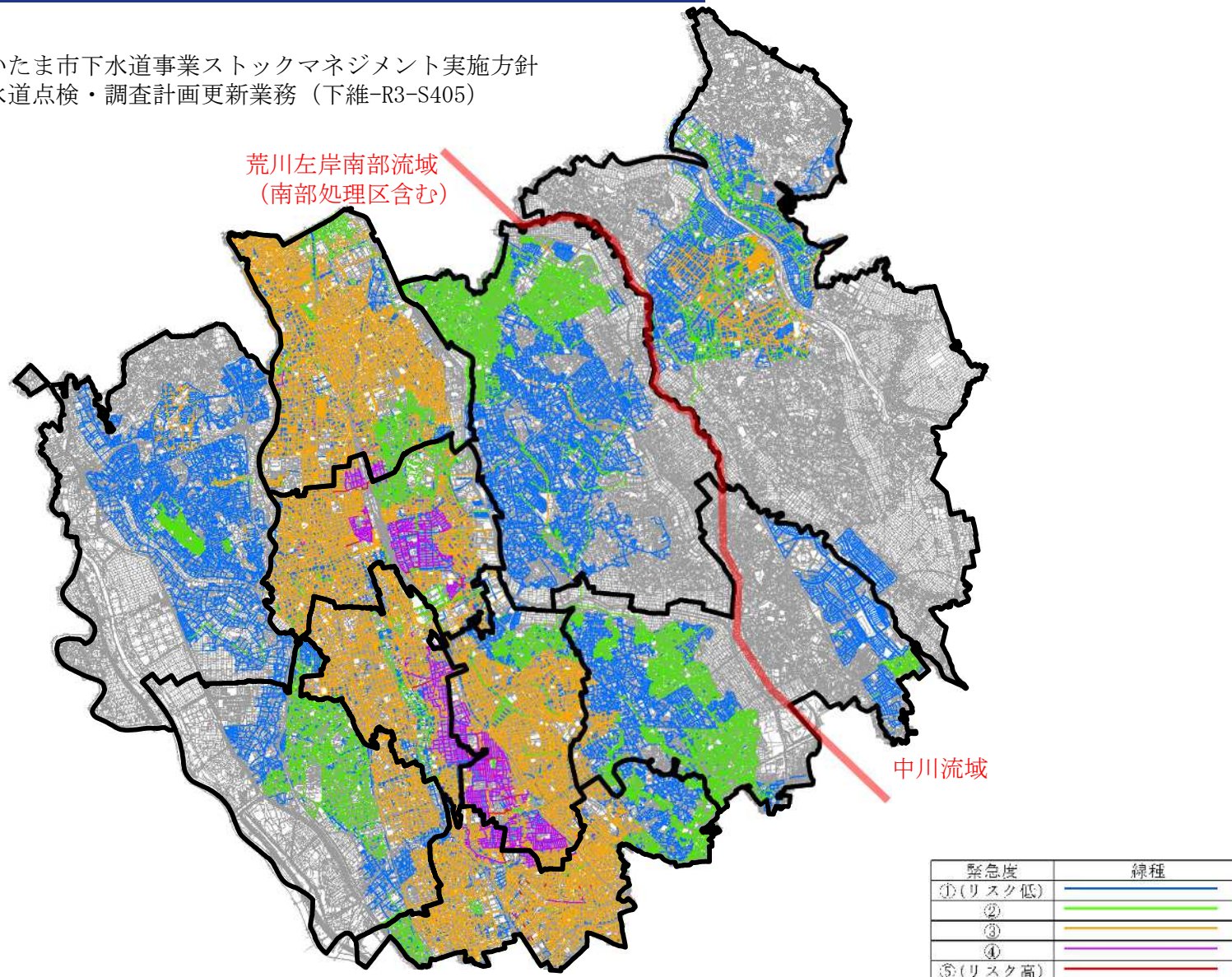
・官民連携事業の業務に含めることが「望ましい業務」「望ましくない業務」について



参考2. さいたま市下水道事業ストックマネジメント実施方針

参考2.1 リスク評価結果

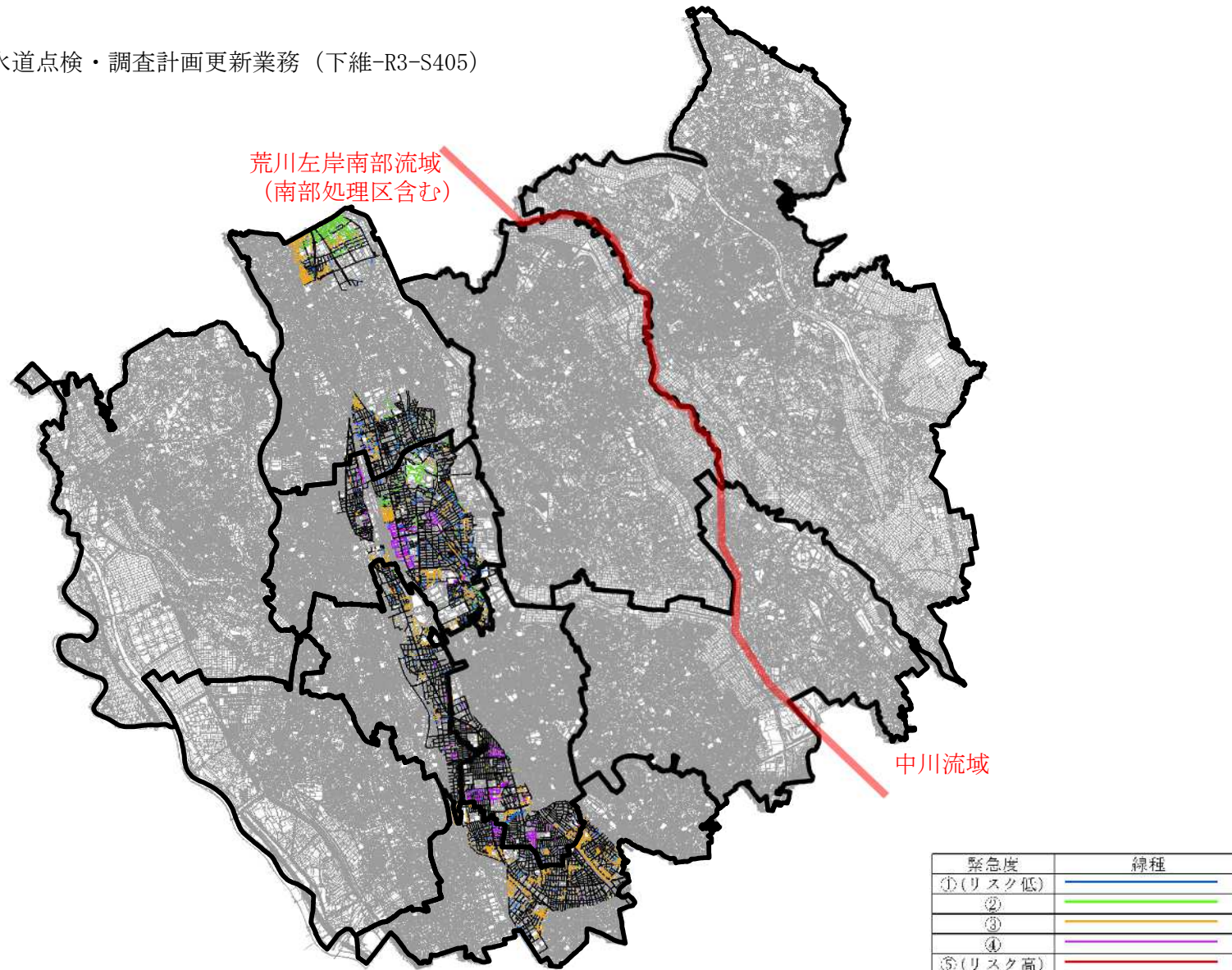
出展：さいたま市下水道事業ストックマネジメント実施方針
下水道点検・調査計画更新業務（下維-R3-S405）



参考2. さいたま市下水道事業ストックマネジメント実施方針

参考2.2 リスク評価結果：合流管

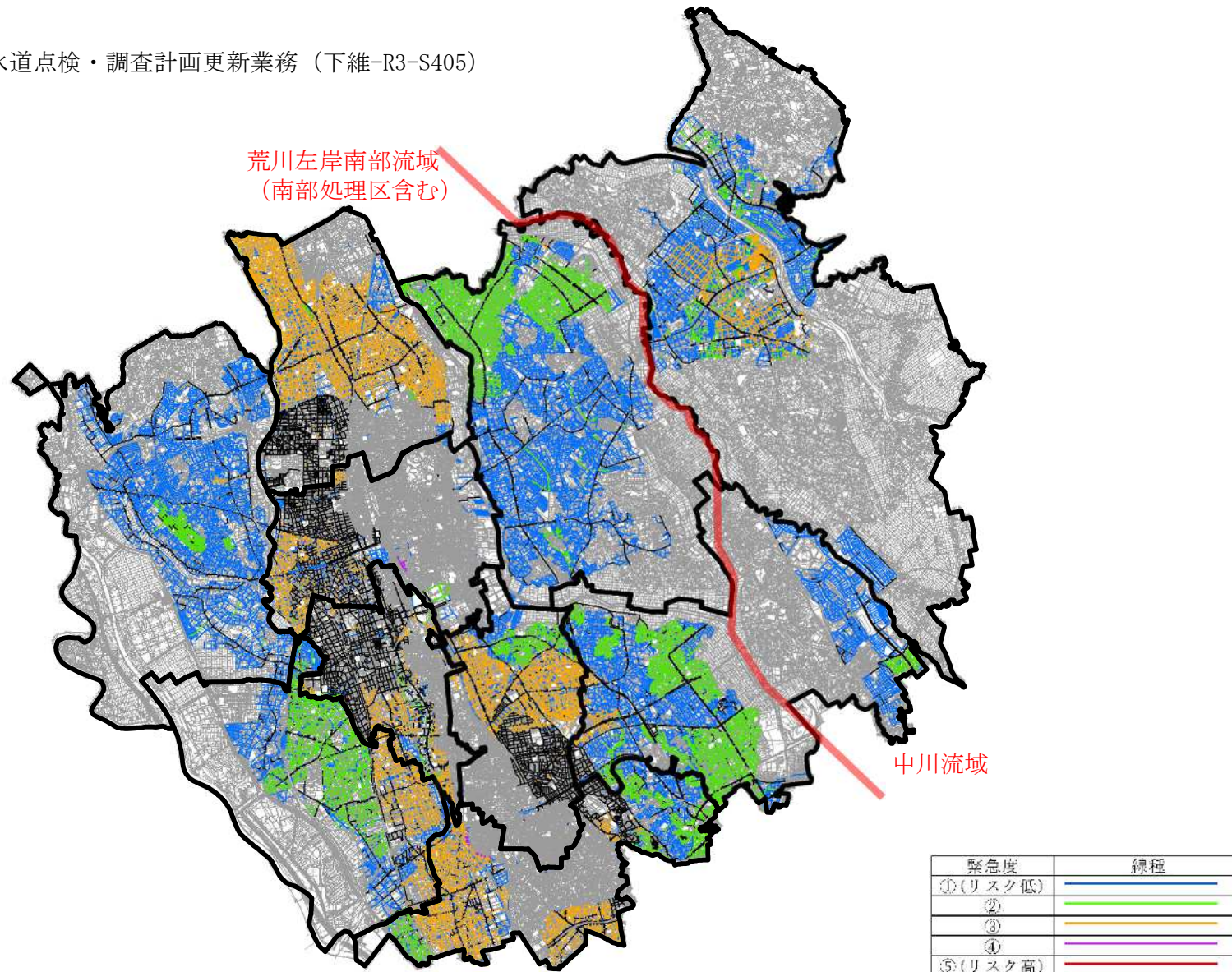
出展：下水道点検・調査計画更新業務（下維-R3-S405）



参考2. さいたま市下水道事業ストックマネジメント実施方針

参考2.3 リスク評価結果：污水管

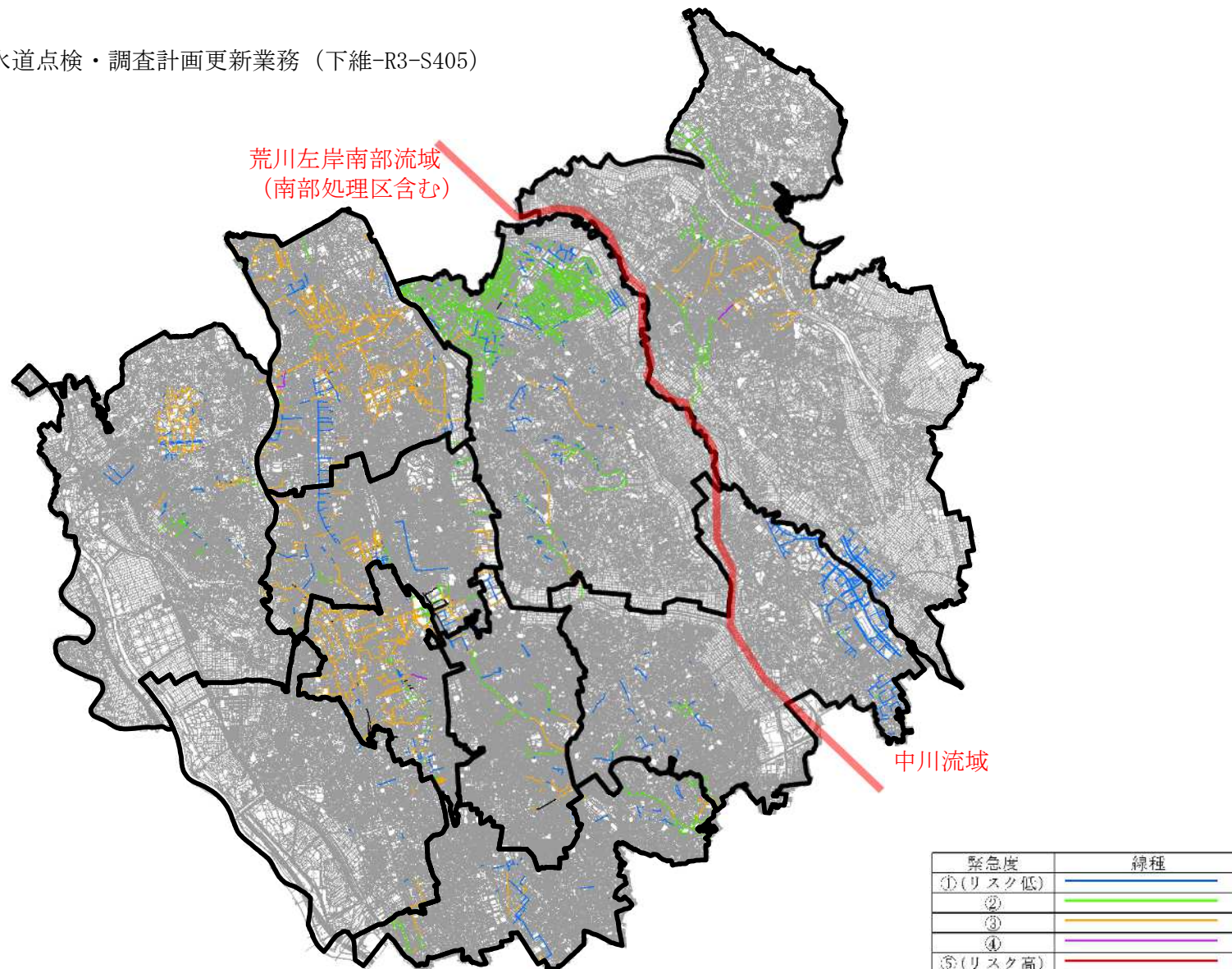
出展：下水道点検・調査計画更新業務（下維-R3-S405）



参考2. さいたま市下水道事業ストックマネジメント実施方針

参考2.4 リスク評価結果：雨水管

出展：下水道点検・調査計画更新業務（下維-R3-S405）



2. 事業スキームの検討について

2.4 ④プロフィットシェアについて

ウォーターPPPの概要 [管理・更新一体マネジメント方式の要件]

内閣府ホームページ

①長期契約(原則10年) ②性能発注 ③維持管理と更新の一体マネジメント ④プロフィットシェア

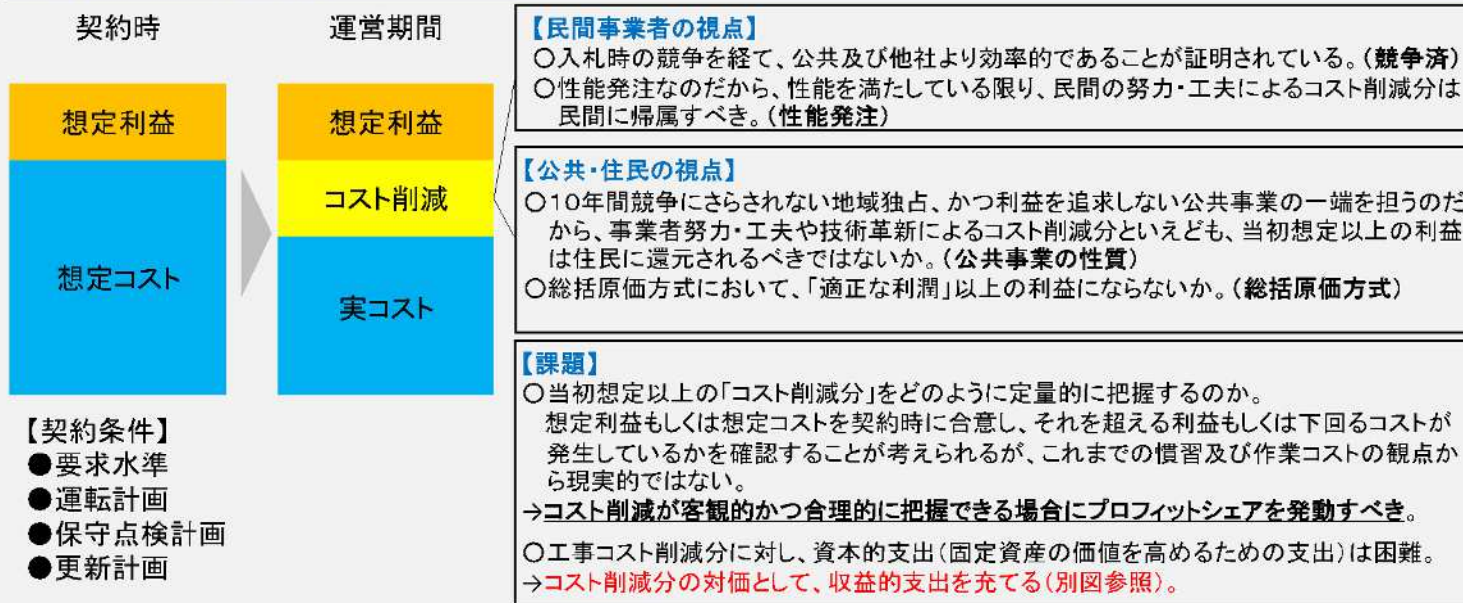
プロフィットシェアの考え方

内閣府がとりまとめ1府3省で協議した資料

概要と
ポイント・留意点

定義
趣旨
留意点

○プロフィットシェアは、民間による新技術の導入や維持管理の工夫により生み出された**コスト削減分(プロフィット)**を**官民で分配(シェア)**する仕組み。
○**コスト削減分(プロフィット)の全額について、公共側で委託費を減額**すると、民間事業者の創意工夫のインセンティブが失われ、技術の発展が阻害されることから、10年と長期にわたる事業期間において、民間事業者が、技術を陳腐化させず、新技術導入や創意工夫による効率化や付加価値向上に継続的に取り組むインセンティブを与えることを目的とするもの。
※ここでは、技術革新や創意工夫により生まれるプロフィットを対象としており、電力単価等の外的要因によるプロフィット・ロスは、別途契約に対応メカニズムを盛り込む。



- 「プロフィット」は利益ではなく費用削減分
- 性能発注とプロフィットシェアは峻別が必要
↓
- プロフィットシェアは一定条件で発動(要件充足に発動は不要)
- シェアは基本的に収益的収支(3条)で調整(10:0も可能)

【プロフィットシェアの基本的な考え方】

プロフィットシェアの発動条件: 民間事業者の**入札公募時の提案も含め契約時に約束された計画や手法等の変更(入札公募時の要求水準を下回るような変更は、入札時の競争条件の変更になるため想定しない。)**
 ・民間事業者の提案により生まれるコスト削減分を官民で分配する。(ただし、民10、官0も否定されない。)
 ・**工事及び維持管理のトータルコスト削減分の対価として、収益的支出(3条予算)を充てる(別図参照)。**
 (なお、契約に定めたプロフィットシェア条項が実際には発動しなかったとしても、ウォーターPPPの要件には該当するものとする。)

実務上の
考え方

2. 事業スキームの検討について

2.4 ④プロフィットシェアについて

ウォーターPPPの概要 [管理・更新一体マネジメント方式の要件]

内閣府ホームページ

①長期契約(原則10年) ②性能発注 ③維持管理と更新の一体マネジメント ④プロフィットシェア

管理・更新一体マネジメント方式の要件 ④プロフィットシェア

内閣府ホームページ

- 事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進するためプロフィットシェアの仕組みを導入すること。(更新支援型の場合、プロフィットシェアは可能な範囲で採用する。)

(プロフィットシェア*1の例)

- ※ 契約時に見積もった工事費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェアする。
- ※ 契約時に見積もった維持管理費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェア*2する。

ケース	工事費	維持管理費	LCC削減 (プロフィット)	プロフィット シェア	官	民
①	2 削減		2		1	1
②		2 削減	2		1	1

※1：プロフィットシェアの仕組みとしては、契約後VE等を想定。

※2：「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン(R2.6 日本下水道協会)によれば、ユーティリティ費(使用量)や修繕費が削減されたときでも削減分を清算しない事例が多い。

概要とポイント・留意点

まず確認いただきたいこと ※現時点の考え方は、一部が上記の内閣府ホームページと異なる

- 事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進することが趣旨 ※プロフィット=費用削減分
- 更新実施型でも更新支援型でも、仕組みを導入することは必須 ※仕組みの導入で要件は充足(発動不要)
- 官民のシェアは1:1に限定されない(図表は例示の一つ) ※官:民=0:10も可能
- 想定する仕組みは、例えば、茨城県守谷市の先行事例(20頁も参照) ※契約後VE等は例示の一つ

出展：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン1.0版 国土交通省

★プロフィットシェアの仕組みは導入します
★詳細については、国の動向を注視していきます

2. 事業スキームの検討について

まとめ

ウォーターPPPの概要 [管理・更新一体マネジメント方式の要件]

内閣府ホームページ

①長期契約(原則10年) ②性能発注 ③維持管理と更新の一体マネジメント ④プロフィットシェア

		国土交通省の方針 ガイドライン等	事業スキーム（素案）
要件 ①	契約期間	・ 原則10年	・ 10年とする予定
要件 ②	発注方式	・ 性能発注が原則 ※管路施設については、移行措置として仕様発注から開始し、段階的に性能発注に移行が可能。ガイドラインに掲載予定	・ 性能発注を原則とし、管路については、仕様発注で開始し、段階的に性能発注へ移行を予定 ・ 性能発注については、国の動向を注視
要件 ③	維持管理と更新の一体マネジメント	・ 「更新実施型」か「更新支援型」のいずれかを管理者が任意に選択	・ 更新計画案作成までの更新支援型を選択する予定
		対象エリア	・ 荒川左岸南部流域を選択する予定 ・ 特にご意見を伺いたい項目
		対象施設	・ 管路を含めることを前提とする予定 ・ 特にご意見を伺いたい項目
		対象業務	・ 特にご意見を伺いたい項目
要件 ④	プロフィットシェア	・ ガイドラインに掲載予定	・ 国の動向を注視

★緑枠内が、特にご意見を伺いたい項目となりますが、他の項目についても、今回行うアンケート結果に基づいて検討してまいります

3. 導入までのスケジュール(案)について

時期		内容	
令和6年度	上半期	<u>第1回民間市場調査</u> (7月5日)	事業スキーム(素案)の提示、意見聴取
	下半期	<u>第2回民間市場調査</u> (11～12月を予定)	事業スキーム(案)の提示、意見聴取
令和7年度	上半期	庁内会議等	事業スキーム(案)の審査
		議会	事業スキーム(案)の報告
	下半期	<u>第3回民間市場調査</u>	事業スキームの報告 要求水準書(素案)の提示、意見聴取
令和8年度	上半期	庁内会議等	実施方針(案)・要求水準書(案)の審査
		議会	実施方針(案)・要求水準書(案)の報告
		実施方針、要求水準書(案)の公表	
		<u>質問・回答・対話</u>	実施方針・要求水準書(案)について、質問・回答・対話
	下半期	庁内会議等	特定事業の選定(案)、入札説明書等(案)の審査
		議会	特定事業の選定(案)、入札説明書等(案)の報告
		公 募	
令和9年度		契 約	

注：PFI法に基づき手続きを進めた場合の現時点でのスケジュール(案)であり、今後、変更となる可能性があります。

4. その他

4.1 小規模での意見交換・相談会の実施

◆小規模での意見交換・相談会を実施します

対 象 : 希望者

申 込 : メールでの事前予約制（先着順）※空きがあれば、予約なしや延長も可
予約は7月8日（月）9時00分から

場 所 : 下水道維持管理課執務室内 打合せスペース

人 数 : 1度に4名程度まで（複数者合同も可）

その他 : ●下記日程以外も随時受け付けますので、ご連絡をお待ちしております
●意見交換・相談会での意見・質問・相談等は、HPに掲載予定です
●下記日程以外の質問等についても、随時HPに掲載予定です

意見交換・相談会 日程		
7月9日(火)PM	①13:30～14:15	②14:30～15:15
	③15:30～16:15	④16:30～17:15
7月10日(水)AM	⑤9:00～9:45	⑥10:00～10:45
	⑦11:00～11:45	
7月18日(木)PM	⑧13:30～14:15	⑨14:30～15:15
	⑩15:30～16:15	⑪16:30～17:15
7月19日(金)AM	⑫9:00～9:45	⑬10:00～10:45
	⑭11:00～11:45	

4. その他

4.2 参考資料

- ①官民連携（PPP／PFI）の活用（国土交通省）
https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000585.html
- ②下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン1.0版（国土交通省）
<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001739160.pdf>
- ③下水道分野におけるウォーターPPP（主に管理・更新一体マネジメント方式）に関するQ&A（令和6年4月24日）（国土交通省）
<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001739997.pdf>
- ④さいたま市下水道長期計画（目標年次：令和12年度）「希望（ゆめ）つなぐ下水道（みず）プラン2030」（さいたま市）
<https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/003/007/005/p080420.html>
- ⑤さいたま市下水道事業中期経営計画（令和3年度から令和7年度まで）（さいたま市）
<https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/003/007/006/p053113.html>
- ⑥さいたま市下水道台帳
さいたま市地図情報システムより ご確認いただけます
<https://www.sonicweb-asp.jp/saitama/>

アンケートへの ご協力をお願いいたします

ご入力の上、8月2日(金)まで に、
ご回答をお願いいたします。

回 答 先 : 下水道維持管理課

回答方法 : メール (gesuido-ijikanri@city.saitama.lg.jp)

※集計の都合上、エクセル形式のまま
ご回答をお願いいたします。

※説明会時には、提出期限を7月26日(金)と
ご説明いたしましたが、 1週間延長しました。



ご清聴ありがとうございました

